

電波利用環境委員会 作業班 運営方法（改訂案）

1 審議事項

作業班は、以下の事項について審議する。

- (1) CISPR勧告案等に対する評価及びCISPR勧告の国内規格化
 - ア CISPR Subcommittee Aに関する事項
 - イ CISPR Subcommittee Bに関する事項
 - ウ CISPR Subcommittee Dに関する事項
 - エ CISPR Subcommittee Fに関する事項
 - オ CISPR Subcommittee Hに関する事項
 - カ CISPR Subcommittee Iに関する事項
 - キ 高速電力線搬送通信設備の許容値及び測定法に関する事項
 - ク ワイヤレス電力伝送システムの許容値及び測定法に関する事項
- (2) 無線設備に対する電波防護指針への適合性評価方法
 - ア 携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項
 - イ 携帯電話端末等に対する電力密度による評価方法に関する事項
 - ウ 基地局等に対する電波の強度等の測定方法及び算出方法に関する事項
- (3) 電波防護指針の在り方
 - ア 電波防護指針の在り方に関する事項

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の議事を掌握する。
- (2) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (3) 主任は、関係の職員に調査・審議の協力を求めることができる。
- (4) 主任は、必要があるときは、作業班に、専門家等の出席を求め、意見や説明を聞くことができる。
- (5) 作業班に主任代理を置く。
- (6) 主任代理は、作業班の構成員のうちから主任が指名する。
- (7) 主任が不在のときは、主任代理がその職務を代行する。
- (8) 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合及びその他主任が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。
- (9) 会議で配布された資料（以下「資料」という。）は、閲覧その他の方法により公開する。ただし、資料を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合及びその他主任が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (10) その他、作業班の運営については、主任が認めるところによる。

3 アドホックグループの構成

- (1) 主任は、作業班が審議する事項について特に専門的な審議を行う必要があると認めるときは、リーダーを長とするアドホックグループを置くことができる。
- (2) アドホックグループのリーダーは、主任から指名された者がこれにあたる。